

鳥取県ふぐの取扱い等に関する条例（平成16年鳥取県条例第7号）第5条に規定するふぐ処理師試験を、次のとおり実施する。

平成18年12月8日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 試験の日時

- (1) 学科試験 平成19年1月25日（木）午前10時から正午まで
- (2) 実技試験 平成19年1月25日（木）午後1時から

2 試験の場所

倉吉市小田458 伯耆しあわせの郷

3 受験資格を有する者

次のいずれかに該当する者とする。

- (1) 調理師法（昭和33年法律第147号）第2条に規定する調理師
- (2) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第47条に規定する者で、食品衛生法施行令（昭和28年政令第229号）第35条第14号に掲げる魚介類販売業（以下「魚介類販売業」という。）若しくは同条第16号に掲げる魚肉ねり製品製造業（以下「魚肉ねり製品製造業」という。）又は乾ふぐ製造営業に2年以上従事しているもの

4 試験科目

- (1) 衛生関係法規
- (2) 公衆衛生学
- (3) 食品衛生学
- (4) ふぐの種類及びふぐ毒に関する知識
- (5) ふぐ処理の実技（毒性臓器の鑑別を含む。）

5 受験願書の受付期間

平成19年1月4日（木）から同月12日（金）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）（必着）

6 受験願書の提出先

鳥取県東部総合事務所、鳥取県中部総合事務所若しくは鳥取県西部総合事務所の生活環境局又は鳥取県日野総合事務所福祉保健局（以下「生活環境局等」という。）のうち、住所地を管轄する総合事務所とする。

7 受験願書の添付書類

- (1) 写真（出願前6月以内に脱帽して正面から撮影した上半身像の縦4.5センチメートル、横3.5センチメートルの大きさのもので、裏面に氏名及び撮影日を記入したもの）
- (2) 3(1)の受験資格を有する者にあつては、調理師免許証の写し
- (3) 3(2)の受験資格を有する者にあつては、次に掲げる書類
 - ア 学校教育法第47条に規定する資格を有することを証する卒業証明書又は卒業証書の写し
 - イ 魚介類販売業、魚肉ねり製品製造業又は乾ふぐ製造営業に2年以上従事していることを証する書類

8 受験手数料及びその納付方法

受験手数料は、9,040円とし、その金額に相当する鳥取県収入証紙を受験願書の収入証紙はり付け欄にはり付けて納付すること。この場合、消印しないこと。

なお、既納の手数料は、還付しない。

また、受験手数料のほか、実技試験に用いるふぐの代金が必要となること。金額及び納付方法については、受験願書等の書類の交付の際に、生活環境局等に問い合わせること。

9 受験に当たっての注意事項

- (1) 受験者は、試験当日、試験開始の10分前までに集合すること。（受付は、午前9時20分から開始する。）

(2) 受験者は、次のものを持参すること。

ア 学科試験

受験票及び筆記用具

イ 実技試験

受験票、白衣、包丁、ふきん、白帽又は三角きん及び清潔な履物

10 合格者の発表

合格者の受験番号を平成19年2月9日(金)に生活環境局等において掲示するとともに、食の安全・くらしの安心推進課ホームページ(<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=3244>)に掲載する。

なお、平成19年2月9日付けで受験者全員に結果を通知する。

11 その他

(1) 提出した書類が虚偽の内容を記載し、又は証明資格のない者が証明したものであることが判明したときは、合格を取り消すことがある。

(2) 試験の得点については、鳥取県個人情報保護条例(平成11年鳥取県条例第3号)第19条第1項の規定に基づき開示するので、試験の得点の開示を受けようとする受験者は、合格発表日から1月の間に鳥取県生活環境部食の安全・くらしの安心推進課又は生活環境局等に受験票を提示してその旨を申し出ること。

(3) 試験の詳細については、鳥取県生活環境部食の安全・くらしの安心推進課又は生活環境局等に問い合わせること。

問合せ先の所在地及び電話番号は、次のとおり

- ・食の安全・くらしの安心推進課 鳥取市東町一丁目 220 (0857-26-7247)
- ・東部総合事務所生活環境局 鳥取市立川町六丁目 176 (0857-20-3677)
- ・中部総合事務所生活環境局 倉吉市東巖城町 2 (0858-23-3117)
- ・西部総合事務所生活環境局 米子市糺町一丁目 160 (0859-31-9321)
- ・日野総合事務所福祉保健局 日野町根雨 140-1 (0859-72-2039)